

指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

あさひケアセンター 月の郷

《株式会社 あさひ commons》

令和7年4月版

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(新潟県指定 第 1570401388 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス、又は指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、要介護、要支援と認定された方が対象となります。要介護認定を申請中の方もサービスの利用は可能です。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 あさひコモンズ
主たる事務所の所在地	〒955-0803 新潟県三条市月岡1丁目5番27号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 名古屋孝徳
設立年月日	平成12年3月15日
電話番号	0256-34-3636

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	あさひケアセンター月の郷	
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
事業所の所在地	〒955-0803 新潟県三条市月岡1丁目5番27号	
電話番号	0256-34-3636	
指定年月日・事業所番号	平成22年5月1日指定	1 5 7 0 4 0 1 3 8 8
利用定員	定員 4 8 人	
通常の送迎の実施地域	三条市、旧燕市、加茂市、見附市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
運営の方針	利用者一人ひとりの個性と要望を大切に、利用者及びその家族とのコミュニケーションと日常生活の中における生活リハビリに努め、利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。

4. 提供するサービスの内容

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 居室等の概要

当事業所では、次頁記載の施設・設備をご用意しています。居室は個室及び多床室です。

居室等の種類	室数又は面積	設備等
居室	個室 4室 多床室 11室 (12.45～43.84 m ²)	洗面化粧台、電動ベッド、収納家具、ナースコール
食堂兼機能訓練室	148.81 m ²	手洗い、ドリンクコーナー、テーブル、イス、テレビ等
静養室	1室	ベッド、ナースコール
相談室	1室	ミーティングテーブル、イス
看護・介護職員室	1室	タオルウォーマー、冷蔵庫等
医務室	1室	机、イス、医療器具等
浴室	2室	一般浴槽、機械浴槽、個人浴槽
便所	6か所	うち車イス対応3か所
汚物処理室	1か所	汚物流し
調理室	1室	調理機器
洗濯室	1室	洗濯機、乾燥機、整理棚
事務室	1室	事務用デスク、書類収納家具、コピー機、パソコン等

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備のほか、日常生活のうえで必要な主要な施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、

ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定します。

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 吉岡美奈、外山詩穂、望月隆
管理責任者の氏名	管理者 徳市恵美

7. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態 人数	勤務体制	職務内容
医師	常勤 0人、 非常勤 1人		入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
管理者	常勤 1人、 非常勤 0人	午前8時30分～ 午後5時30分	職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
生活相談員	常勤 2人、 非常勤 0人	午前8時30分～ 午後5時30分	入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
看護職員	常勤 3人、 非常勤 0人	午前8時30分～ 午後5時30分	医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
介護職員	常勤 12人、 非常勤 1人	早番 午前7時00分～ 午後4時00分 日勤 午前8時30分～ 午後5時30分 遅番 午前10時30分～ 午後7時30分 夜勤 午後4時00分～	入所者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

		翌午前9時00分	
機能訓練指導員	常勤 3人、 非常勤 0人	午前8時30分～ 午後5時30分	入所者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
栄養士	常勤 1人、 非常勤 0人	午前9時00分～ 午後6時00分	入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は次頁のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月から）、又は3割（平成30年8月から））の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）短期入所生活介護の利用料

【基本部分：単独型短期入所生活介護費（従来型個室及び多床室）】

利用者の要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金※（注2）参照
		基本利用料の1割
要介護1	6,450円	645円
要介護2	7,150円	715円
要介護3	7,870円	787円
要介護4	8,560円	856円
要介護5	9,260円	926円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 ※表内、利用者負担金は1割負担での表記

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	560円	56円
共生型短期入所生活介護	障害福祉制度における短期入所（障害者施設の併設型及び空床利用型に限る）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられる。	基本報酬に 92/100を 乗じた額	左記額の1割
生活相談員配置等加算	共生型短期入所生活介護事業所について生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ地域に貢献する活動（地域交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施していること。（1日につき）	130円	13円
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、ICTの活用等により、短期入所介護事業所を訪問せずに当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員等と共同で、アセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成すること。（3月につき1回を限度）	1,000円	100円
生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、短期入所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員等と共同で、アセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成すること。（1月につき）	2,000円 ／月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は、 1,000円／月	200円 ※100円

看護体制加算Ⅰ		40円	4円
看護体制加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき)	80円	8円
看護体制加算Ⅲ	※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱ又は 加算Ⅲと加算Ⅳをそれぞれ算定できる。	60円	6円
看護体制加算Ⅳ		130円	13円
医療連携強化加算	当該加算の要件を満たす場合(1日につき)	580円	58円
夜勤職員配置加算Ⅰ		130円	13円
夜勤職員配置加算Ⅱ	当該加算の要件を満たす場合(1日につき)	180円	18円
夜勤職員配置加算Ⅲ	※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。	150円	15円
夜勤職員配置加算Ⅳ		200円	20円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期 入所生活介護が必要と医師が判断した利用者 へサービス提供した場合(1日につき)	2,000円	200円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合 (1日につき)	1,200円	120円
認知症専門ケア加算 Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たし、専門的な 認知症ケアを実施(1日につき)	30円	3円
認知症専門ケア加算 Ⅱ	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、 有資格者を配置し事業所全体の認知症 ケアを実施(1日につき)	40円	4円
送迎加算	送迎を行った場合(片道につき)	1,840円	184円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合 (1日につき)	80円	8円
緊急短期入所 受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合 (1日につき)	900円	90円
在宅中重度者受入加算 (看護体制Ⅰ又はⅢ有)	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用 者が、利用していた訪問看護事業所から派遣 された看護職員により健康上の管理等を受け た場合(1日につき)	4,210円	421円
(看護体制Ⅱ又はⅣ有)		4,170円	417円
(看護体制 全部有)		4,130円	413円
(看護体制 全部無)		※加算のいずれか1つを算定する。 4,250円	425円

認知症専門ケア加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき)	30円	3円
認知症専門ケア加算 II	※加算I～IIのいずれか1つを算定する。	40円	4円
サービス提供体制 強化加算I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注3)(1日につき) ※加算I～IIIのいずれか1つを算定する。	220円	22円
サービス提供体制 強化加算II		180円	18円
サービス提供体制 強化加算III		60円	6円
介護職員 処遇改善加算I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3) ※加算I～IVのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の14.0%	左記額の1割
介護職員 処遇改善加算II		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の13.6%	
介護職員 処遇改善加算III		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の11.3%	
介護職員 処遇改善加算IV	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3) ※加算I～IVのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各加算減算)の9.0%	左記額の1割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 ※表内、利用者負担金は1割負担での表記

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	300円	30円

***長期単独短期生活Ⅱ（61日以降）の利用料**

【基本部分：（利用61日以降）長期単独短期入所生活介護費（従来型個室及び多床室）】

利用者の要介護度	(利用61日以降)長期単独短期入所生活介護費(1日あたり)	
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金※(注2)参照
		基本利用料の1割
要介護1	5,890円	589円
要介護2	6,590円	659円
要介護3	7,320円	732円
要介護4	8,020円	802円
要介護5	8,710円	871円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：単独型介護予防短期入所生活介護費（従来型個室及び多床室）】

利用者の要介護度	介護予防短期入所生活介護費(1日あたり)	
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金※(注2)参照
		基本利用料の1割
要支援1	4,790円	479円
要支援2	5,960円	596円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】※表内、利用者負担金は1割負担での表記

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	560円	56円
共生型介護予防短期入所生活介護	障害福祉制度における短期入所（障害者施設の併設型及び空床利用型に限る）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型介護予防短期入所生活介護の指定を受けられる	基本報酬に 92/100を 乗じた額	左記額の1割
生活相談員配置等加算	共生型介護予防短期入所生活介護事業所について生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施していること。（1日につき）	130円	13円
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、ICTの活用等により、介護予防短期入所介護事業所を訪問せずに当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員等と共同で、アセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成すること。（3月につき1回を限度）	1,000円	100円
生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、介護予防短期入所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員等と共同で、アセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成すること。（1月につき）	2,000円 ／月 ※個別機能訓練 加算を算定し ている場合は、 1,000円／月	200円 ※100円
認知症行動・心理	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に	2,000円	200円

症状緊急対応加算	介護予防短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合 (1日につき)		
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合(1日につき)	1,200円	120円
認知症専門ケア加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たし、専門的な認知症ケアを実施(1日につき)	30円	3円
認知症専門ケア加算 II	認知症専門ケア加算 I の要件を満たし、かつ、有資格者を配置し事業所全体の認知症ケアを実施(1日につき)	40円	4円
送迎加算	送迎を行った場合(片道につき)	1,840円	184円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合(1日につき)	80円	8円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注3)(1日につき) ※加算 I ~ III のいずれか1つを算定する。	220円	22円
サービス提供体制強化加算 II		180円	18円
サービス提供体制強化加算 III		60円	6円
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3) ※加算 I ~ IV のいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各加算減算)の14.0%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算 II		1月の利用料金 (基本部分+各加算減算)の13.6%	
介護職員処遇改善加算 III		1月の利用料金 (基本部分+各加算減算)の11.3%	
介護職員処遇改善加算 IV		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の9.0%	

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】※表内、利用者負担金は1割負担での表記

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

***連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合の利用料**

【基本部分：単独型介護予防短期入所生活介護費（従来型個室及び多床室）】

利用者の要介護度	連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合の介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金※（注2）参照 基本利用料の1割
要支援1	4,420円	442円
要支援2	5,480円	548円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（3）その他の費用

食費	1日につき1,630円。 （ただし、朝食300円、昼食820円、夕食510円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。） また、特別食（ミキサー食、貧血食、腎不全食、腎臓病食）提供は、1食につき50円追加料金をいただきます。
滞在費	従来型個室（1日につき） 1,231円 多床室（1日につき） 915円
送迎費	通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合 1kmにつき30円
電気代	1日につき100円 その他電化製品使用の際、別途いただきます。
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（4）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	820円（昼食の額）
ご自宅まで迎えに行った時	300円+820円（昼食の額）

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（５）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直後の平日）にあなただけ指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 三条信用金庫 月岡支店 普通口座 0072336（株）あさひ commons
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

※新規申請や区分変更中の方は介護度が確定した後の請求になります。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0256-34-3636 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	三条市福祉保健部高齢介護課	電話番号 0256-34-5475
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022
	燕市健康福祉部長寿福祉課	電話番号 0256-77-8175
	加茂市介護・看護支援センター	電話番号 0256-41-4032
	見附市健康福祉課介護保険係	電話番号 0258-61-1350

13. 協力医療機関

当事業所は、ご契約者の病状の急変等に対応するため、下記の医療機関と提携しています。

(協力病院) 新潟県済生会三条病院	(住所) 三条市大野畑6番18号 (電話) 0256-33-1551
-------------------	---------------------------------------

14. サービスの利用にあたっての留意事項

面会	午前8時30分から午後7時まで、自由に面会できます。必ず看護介護職員室（サービス・ステーション）を通し、面会簿にご記入ください。
居室・設備・器具の利用	居室・設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	喧嘩、暴力、中傷、口論、雑音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、事業所内での勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）は禁じられています。
所持品の管理	所持品は、利用者各自の責任において管理していただきます。なお、所持品は、日常生活用品のみとし、貴重品は持ち込まないでください。
動物等の持込み	事業所内にペットを持ち込むことは禁止します。

15. その他運営に関する重要事項

(1) 個人情報の取り扱い

職員は業務中知り得た利用者又はその家族の秘密を遵守いたします。又は、その家の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(2) 介護サービス提供記録の開示

利用者・家族の希望により、介護サービス提供記録の開示をします。

個人情報の使用に関する同意書

私の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

(利用者) _____

(署名代行) _____

(家族代表) _____

1 使用する目的

- ① 利用者に関わる居宅サービス計画または介護予防サービス計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員との連絡調整において必要となった場合

2 個人情報を使用する事業者及びその誓約

サービスの種類	所在地	事業者名及び事業所名	代表者印
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 通所介護 介護予防通所介護相当サービス	三条市月岡 1丁目5番 27号	株式会社 あさひコモンズ あさひケアセンター月の郷	

あなたとのサービス利用に関わる契約の締結前であっても、提供された個人情報について決して第三者に漏らしません。

また、サービス提供に関わる目的以外には、決して使用しません。

3 使用する期間

令和 年 月 日 ～ 当事業所との契約終了までの期間

4 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当っては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。
- ③ あさひコモンズの広報紙やホームページにおける個人写真の掲載への同意について

(同意 ・ 同意しない)